

食品衛生法施行条例の一部改正（案）についての概要

<改正の趣旨>

県では、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき、営業許可業種の施設基準について食品衛生法施行条例（平成12年秋田県条例第54号。以下「条例」という。）で定めています。

このたび、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第72号）による食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の一部改正に伴い、現行の施設基準を見直し、条例の一部を改正します。

<改正の内容>

公衆衛生に与える影響が著しい営業の飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合の施設の基準を食品衛生法施行規則の参酌基準に従い改正する。

<施行期日>

令和8年4月1日（予定）